附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。

（国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（申請書に添付する書類） **第五条**　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　路線を定めて自家用有償観光旅客等運送を行おうとする者にあっては、路線図 三～十一　（略） （自家用有償旅客運送者登録簿） **第六条**　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿は、道路運送法施行規則第五十一条の五第一項の規定にかかわらず、別記第一号様式によるものとする。 **第九条**　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	（申請書に添付する書類） **第五条**　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　路線を定めて行う自家用有償観光旅客等運送を行おうとする者にあっては、路線図 三～十一　（略） （自家用有償旅客運送者登録簿） **第六条**　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿は、道路運送法施行規則第五十一条の五の規定にかかわらず、別記第一号様式によるものとする。 **第九条**　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第五十一条の四第一項	第五十一条の四第一項
地域公共交通会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められている区域）	地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする
（略）	（略）
（略）	（略）
国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の二第二項の規定により同法第八条第一項に規定する区域計画に定められた運送の区域	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の二第二項の規定により同法第八条第一項に規定する区域計画に定められた運送の
（略）	（略）